

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成27年4月23日(2015.4.23)

【公開番号】特開2014-37080(P2014-37080A)

【公開日】平成26年2月27日(2014.2.27)

【年通号数】公開・登録公報2014-011

【出願番号】特願2012-180107(P2012-180107)

【国際特許分類】

B 27 B 17/00 (2006.01)

B 23 D 57/02 (2006.01)

【F I】

B 27 B 17/00 F

B 23 D 57/02

【手続補正書】

【提出日】平成27年3月4日(2015.3.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

本体ハウジングの前方に延出するガイドバーと、
前記ガイドバーに沿って回転可能なソーチェーンと、
前記ソーチェーンを駆動する駆動軸と、
前記駆動軸に回転力を与える電動モータと、
前記本体ハウジングに着脱自在に装着されるバッテリと、
前記バッテリの一部を覆うバッテリガードとを備えることを特徴とするチェーンソー。

【請求項2】

前記バッテリは、前記本体ハウジングの上方からスライドして取り付けられることを特徴とする請求項1に記載のチェーンソー。

【請求項3】

前記バッテリガードと前記バッテリとの間に弾性部材が設けられることを特徴とする請求項1又は2に記載のチェーンソー。

【請求項4】

前記バッテリガードの下部には脚部が設けられていることを特徴とする請求項1乃至3のいずれか一項に記載のチェーンソー。

【請求項5】

前記バッテリガードにフックが設けられていることを特徴とする請求項1乃至4のいずれか一項に記載のチェーンソー。

【請求項6】

前記バッテリガードにフック収納部が形成され、前記フック収納部に前記フックが後方に引き出し自在に設けられていることを特徴とする請求項5に記載のチェーンソー。

【請求項7】

前記フック収納部の前方側には柱状部が設けられており、前記柱状部に前記フックの折返し部が係合していることを特徴とする請求項6に記載のチェーンソー。

【請求項8】

前記フックは、略円形の環状部と、前記環状部の両端から前方にそれぞれ延びる直線部

とを有し、前記直線部の先端部に前記折返し部が形成されていることを特徴とする請求項7に記載のチーンソー。

【請求項 9】

前記バッテリガードは、前記フック収納部の前側に前記フックの直線部を貫通させる引出孔を有し、前記引出孔を前記直線部が移動自在に貫通していることを特徴とする請求項8に記載のチーンソー。

【請求項 10】

前記フックの直線部は、環状部から離れるに従って相互に広がる形状であることを特徴とする請求項8又は9に記載のチーンソー。

【請求項 11】

前記フック収納部は、前記バッテリガードの底面側の後端に開口した凹溝であることを特徴とする請求項6乃至10のいずれか一項に記載のチーンソー。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明のある態様は、チーンソーであり、本体ハウジングの前方に延出するガイドバーと、前記ガイドバーに沿って回転可能なソーチェンと、前記ソーチェーンを駆動する駆動軸と、前記駆動軸に回転力を与える電動モータと、前記本体ハウジングに着脱自在に装着されるバッテリと、前記バッテリの一部を覆うバッテリガードとを備えることを特徴とする。

前記態様において、前記バッテリは、前記本体ハウジングの上方からスライドして取り付けられる構成であるとよい。

前記態様において、前記バッテリガードと前記バッテリとの間に弾性部材が設けられる
とよい。

前記態様において、前記バッテリガードの下部には脚部が設けられているとよい。

前記態様において、前記バッテリガードにフックが設けられているとよい。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】削除

【補正の内容】